六年達示第十五号)

趣旨)

この規程は、 京都大学大学院農学研究科(以下「農学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 農学研究科に、研究科長を置く。

3 研究科長は、農学研究科の校務をつかさどる。研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。研究科長は、農学研究科の専任の教授をもって充てる。

4

5

6 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する副研究科長がその職務を行う。研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する副研究科長がその職務を代理する。

第三条 三条 農学研究科に、副研究科長四名を置く。(副研究科長)

2 選考する

3 選考する研究科長の任期の終期を超えることはできない。

4

第四条 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。条の農学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

(研究科会議)

第五条 研究科会議を置く。

項及び学位の授与に関する 事 項

農学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

農学専攻 作物科学講座、園芸科学講座、耕地生態科学講座、 品質科学講座

林科学専攻 森林管理学講座、 森林生産学講座、 緑地環境保全学講座、 生物材料工学講座、 生物材料 機能学講座

応 応 心用生物科学専攻心用生命科学専攻 応用生化学講座、分子細胞科学講 座、応用微生物学講 座、 生物機能化学講 座

資源植物科学講座、 海洋生物生産学講座、植物保護科学講座、 動物遺伝増殖学講座、 動物機能開発学講 座、 海洋生物資源学講 座 海

地 域 環 境科学専攻 物生産工学講座、注微生物学講座、 生物環境科学講座、生産生態科学講座、 地 域 環境開発工学講座 地 域環境管理工学講座 生

食品生物科学専攻生物資源経済学専攻 食品生命科学講座、食品健康科学講座、食品生産工学講農企業経営情報学講座、国際農林経済学講座、比較農史 比較農史農学 座 講座

2 前項に掲げるもののほか、農学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。

3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第七条 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。専攻長の任期は、一年とし、再任を妨げない。条「前条第一項の専攻に専攻長を置き、農学研究科の 専任の教授をもって充てる。

2

(専攻長会議)

3

第八条 農学研究科に、教授会及び研究科会議から委任された事項を審議するため、 専攻長会議を置く。

2 専攻長会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(附属教育研究施設)

第九条 農学研究科に、 次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

牧 農 場 場

3

2 事務組織) 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。 附属の教育研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。 附属の教育研究施設に長を置き、農学研究科の専任の教授又は助教授をもって充てる。

事

第十 農学研究科に置く事務組織につい ては、 京都 大学事 務 組織規程 (平成 十六年達示第六十号) の定めるところによる。

内部組織)

第 十 条 この規程に定めるもののほか、 農学研究科の 内部組織については、 研究科長が定める。

則

4

この規程の施行後最初に任命する附属牧場長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成十八年二月二十八日までとする。この規程の施行後最初に任命する附属農場長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成十六年十二月三十一日までとする。この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。この規程は、平成十六年四月一日から施行する。